

平成22年青森県登録販売者試験実施要綱

1 試験日及び場所

(1) 試験期日

平成22年8月25日(水) 午前10時30分から午後4時まで

(2) 場所

青森市横内字神田12番

青森中央学院大学

(3) 入室時間

9時40分から入室可とし、10時10分までに入室すること。(厳守)

2 試験科目

	試験項目	出題数
午前の部 10:30~12:30	医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問
	主な医薬品とその作用	40問
午後の部 14:00~16:00	人体の働きと医薬品	20問
	薬事関係法規・制度	20問
	医薬品の適正使用・安全対策	20問

※試験はマークシート方式にて実施する。

3 受験資格

次のいずれかに該当する者でなければ、受験することができない。

- (1) 旧大学令に基づく大学及び旧専門学校令に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者
- (2) 平成18年3月31日以前に学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者
- (3) 平成18年4月1日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程(同法第87条第2項に規定するものに限る。)を修めて卒業した者
- (4) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、1年以上薬局又は店舗販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者
- (5) 4年以上薬局又は店舗販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者
- (6) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、1年以上旧法の規定による薬局又は一般販売業(卸売一般販売業を除く。以下この項において同じ。)、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者
- (7) 4年以上旧法の規定による薬局又は一般販売業、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者
- (8) (1)~(5)に該当する者と同等以上の知識経験を有すると都道府県知事が認めた者
 - ア 外国薬学校卒業者
 - イ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であって、1年以上薬局又は一般販売業、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者

※（６）及び（７）においていう旧法とは、「薬事法の一部を改正する法律（平成１８年法律第６９号）第１条の規定による改正前の薬事法」をいう。

※（８）ア及びイに該当する方は、本要綱５の医療薬務課まで事前に相談する。

４ 受験申請書配布場所

医療薬務課及び県型保健所にて配布する。

受験申請書の郵送を希望する場合は、封筒の左隅に「登録販売者試験受験申請書送付希望」と朱書きし、１２０円分（申請書１部の場合）の切手を貼った角形２号の返信用封筒（宛先明記のこと）を添えて、医療薬務課へ申し込むこととする。

５ 受験申請書受付期間

平成２２年６月２４日（木）から６月３０日（水）まで。（当日消印有効）

６ 受験申請書提出先及び問い合わせ先

〒０３０－８５７０ 青森県青森市長島１丁目１番１号

青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ

電話：０１７－７３４－９２８９

７ 受験申請手数料

受験申請書に「１７，６００円」相当額の青森県収入証紙を貼付して納付する。

（証紙は消印しないこと。消印したり、汚損した場合は無効となる。）

県外の受験希望者は、手数料分の郵便為替または小為替を同封し、書留で郵送すること。

８ 提出書類

（１）受験申請書一式

（２）写真（縦６．０cm×横４．０cmで、出願前６ヶ月以内に、脱帽、正面向きで上半身をカラーで撮影した写真とし、裏面には氏名を記載する。）

（３）受験資格を証する書類

ア 一般受験者（添付する書類は交付から６ヶ月以内の書類とする）

受験資格	必要書類
上記３の（１）～（３）該当者	卒業証明書若しくは県保健所において原本照合を受けた卒業証明書の写し
上記３の（４）該当者	卒業証明書若しくは原本照合を受けた卒業証明書の写し及び実務経験証明書（様式１）
上記３の（５）該当者	実務経験証明書（様式１）
上記３の（６）該当者	卒業証明書若しくは原本照合を受けた卒業証明書の写し及び実務経験証明書（様式２）
上記３の（７）該当者	実務経験証明書（様式２）

イ 平成２１年８月施行の青森県登録販売者試験不合格者
受験票（原本のみ有効）

- (4) 戸籍謄本若しくは抄本（添付する書類は交付から6ヶ月以内の書類とする）
卒業証明書と出願時の氏名が変更している場合のみ必要とする。
- (5) 実務経験見込証明書の提出について
申請時に受験資格を有しないが、受験日前日までに受験資格を有すると見込まれる者については、申請時は、「実務経験見込証明書」を提出することができる。
なお、申請時に実務経験見込証明書を提出した者は、受験日前日までに改めて受験資格を有することを証明する書類を提出しなければならない。

9 実務経験証明書

- (1) 実務経験証明書については、必ず（見込）を二重線で消すこと。「例：~~（見込）~~」
- (2) 実務経験の期間は、継続した1年ないしは4年の期間であること。
- (3) 実務経験の期間は、1ヵ月ごとに80時間以上の勤務時間が必要であること。
- (4) 実務経験の場所は、原則として1カ所であること。

ただし、店舗の廃止（開設者変更に伴うものを含む）、旧法の規定に基づく一般販売業等から現行法業態への移行、人事異動に伴う別店舗への勤務など、本人の責に依らない場合は、連続した期間に限り、複数店舗における従事期間の合算についても認めることとする。

なお、その場合にあつては、各店舗毎の実務経験証明書のほか、本人の責に依らないことを証明する書類を添付しなければならない。

- (5) 業務内容は、実務経験証明書に掲げた全ての項目を実務経験していなければならない。
- (6) 医薬品販売業において、一般用医薬品の販売に従事していない事務員、食品・化粧品販売従事者や会計従事者など、実際に一般用医薬品の販売に関する業務に従事していない者は、実務に従事した者とはみなさない。
- (7) 実務経験証明書の証明者は、現行法の規定に基づく場合は、実務に従事した薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者並びに当該店舗管理者又は区域管理者、旧法の規定に基づく場合は、薬局開設者、一般販売業者、薬種商販売業者または配置販売業者でなければならない。

なお、旧法の規定に基づく場合、法人が解散している場合であつて、閉鎖登記簿により証明者が元代表取締役であることが確認できる場合についてのみ、その元代表取締役の記載した証明書を、当該医薬品販売業の開設者が記載した実務経験証明書として取り扱う。

- (8) 実務経験証明書は、現行法業態か旧法業態かで様式が異なるので注意すること。

現行法業態（薬局、店舗販売業、配置販売業）・・・様式1

旧法業態（薬局、一般販売業（卸売一般販売業を除く）、薬種商販売業、配置販売業）・・・様式2

※（4）、（7）及び（8）においていう旧法とは、「薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）第1条の規定による改正前の薬事法」をいう。

10 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、試験の概ね2週間前までに受験票を申請者へ交付する。

なお、出願後に転居した場合、10日前までに受験票が届かない場合は、医療薬務課まで連絡すること。

11 合格基準

原則として、総得点の7割であって、かつ、各項目の得点が4割以上とする。

12 受験の無効について

以下の場合には受験は認められず、受験した場合であっても、その受験は無効とする。

- (1) 受験日前日までに受験資格を有することを証明する書類を提出しなかった場合
- (2) 実務経験証明書の業務内容のうち、1項目でも行われていない場合
- (3) 実務経験証明書の内容に、虚偽の記載があった場合

13 合格発表

平成22年9月27日(月)10時発表予定とし、合格番号及び解答については、青森県公式ホームページへ掲載するとともに、青森県庁試験掲示板(東棟玄関内)及び各県型保健所掲示板に掲示する。

また、合格者には、合格通知書を送付する。

14 得点の閲覧

青森県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、受験者本人は、以下のとおり口頭で開示請求することにより、今回実施した試験の項目別得点及び総合得点を閲覧することができる。

- (1) 口頭開示請求をすることができる期間
平成22年9月27日(月)～平成22年10月26日(火)午前9時～午後5時
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
- (2) 受付及び閲覧の場所
青森県健康福祉部医療薬務課(青森県庁北棟6階、地下駐車場あり)
- (3) 持参書類
ア 受験票
イ 受験者本人であることを証明する書類等
(運転免許証、旅券、健康保険証の被保険者証又は住民基本台帳カードのいずれか)

15 その他

- (1) 試験に必要な携行品及び注意事項については、受験票により通知する。
- (2) 試験問題は、受験者が持ち帰ること。
- (3) 会場には公共交通機関を利用して来場すること。
また、会場周辺に無断駐車、路上駐車等を行わないこと。
- (4) 原則として、試験開始後30分までは入室を認めるが、駐車に時間を要したなどの個人的事情については、その後の入室について一切配慮しない。
- (5) ゴミは各自持ち帰ること。
- (6) 敷地内は全面禁煙である。
- (7) 昼食は、試験室内でとることができるが、手配は各自で行うこと。
なお、学术交流会館1階の食堂も利用できる。
- (8) 受験申請手数料については返却しない。